



# お知らせ版

No.1271

## ●町からのお知らせ●

### 小型除雪機の貸し出しについて

※お問い合わせ先  
健康福祉課福祉子育て支援G  
☎662・2673

- 高齢者や障がい者など、自力で除排雪ができない世帯や、生活道路等の除排雪作業を行うボランティア団体等に小型除雪機の貸し出しを行います。
- 対象 町内会、消防団、ボランティア団体など（除雪機の操作経験者がいることが望ましい）
- 貸出機械等 小型除雪機（ハンドガイド式）11・8馬力級、アルミ歩板一式
- 貸出期間 1回の貸し出しは原則2日以内（休日中は休日前の夕方～休日明けの朝まで）
- 費用 無料。ただし、燃料費、傷害

保険料および賠償保険料、除雪機の運搬経費は貸し出しを受ける団体等の負担となります。

- 貸出条件 除雪機を操作する人は、傷害保険および賠償保険に加入してください（社会福祉協議会のボランティア保険への加入が可能な場合は、加入手続きをお願いします）。
- 申請方法 貸し出し希望日の平日2日前まで申請書を提出してください（申請書は健康福祉課にあります）。

- ◆除雪機の貸し出しおよび返却は平日の午前8時30分から午後5時15分までの時間帯でお願いします。

### 郵便等投票証明書の発行について

※お問い合わせ先  
町選挙管理委員会(総務課庶務G内)  
☎662・2111

郵便等投票証明書とは、身体に重度の障がいのある選挙人が、自宅等から

郵便で不在者投票をしようとするときに必要な証明書です。証明書は7年間有効で、その期間に国・県・町の実施する選挙に有効です（左記③に該当する方は、有効期間が介護保険被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までとなります）。

証明書の発行を希望する方は、ご連絡ください。なお、この証明書は次の方々が交付申請できます。

- ①身体障害者手帳所持者で次のいずれかに該当する方 ▼両下肢、体幹、移動機能の障がいがある1級または2級の方 ▼内臓機能の障がいがある1級または3級の方 ▼免疫機能の障がいがある1級から3級までの方
- ②戦傷病者手帳所持者で次のいずれかに該当する方 ▼両下肢、体幹の障がいがある特別項症から第2項症までの方 ▼内臓機能の障がいがある特別項症から第3項症までの方
- ③介護保険被保険者で、要介護状態区分が要介護5の方

### 固定資産税「償却資産」の申告書の送付について

※お問い合わせ先  
住民税務課税務G  
☎662・2112

償却資産の所有者には、毎年1月1日に所有する資産を、資産の所在する自治体に申告する義務があります。町内に償却資産を所有している方および事業所などに、12月20日付で「償却資産申告書」を送付します。同封の「申告の手引き」を参考に申告してください（申告が必要であるにもかかわらず申告書が届かない場合には、ご連絡ください）。

- 受付期間 平成29年1月4日（水）～31日（火）
- 受付場所 役場1階 住民税務課 税務G（5番窓口）（郵送可）

### 障害者控除・おむつ代医療費控除について

※お問い合わせ先  
証明書・認定書交付のこと：健康福祉課介護支援G ☎662・2456  
税の控除のこと：住民税務課税務G ☎662・2112

【おむつ代の医療費控除について】  
確定申告等においておむつ代を医療費控除として申告する場合、**医師が発**

行する「おむつ使用証明書」とおむつ代の領収書の提出が必要です。

介護保険要介護認定者の2年目以降の申告では、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わり、要介護認定資料（主治医意見書等）で寝たきり状態等を確認して町が発行する「おむつ代の医療費控除証明書」を使用することができます。「おむつ代の医療費控除証明書」が必要な方は、健康福祉課または役場総合窓口で発行の申請をしてください。

### 「障害者控除対象者認定書」の交付について

65歳以上の方で介護保険の要介護1以上の認定を受けている方は、身体障害者手帳の交付を受けていなくても、障がい者および特別障がい者に準ずる者として町が発行する「**障害者控除対象者認定書**」により所得税および町県民税の障害者控除および特別障害者控除を受けられる場合があります。

12月31日現在で要介護1以上の認定を受けている方は控除の対象となる場合がありますので、「障害者控除対象者認定書」が必要な方は健康福祉課または役場総合窓口で発行の申請をしてください（申請は12月中も可能ですが、平成28年12月31日現在の認定書は平成29年1月4日以降の交付になります）。

### セルフメディケーション税制の創設について

※お問い合わせ先  
山形税務署 住民税務課税務G  
☎662・2112

健康の維持増進および疾病予防の一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日～平成33年12月31日の間に、自己または自己と生計を一つにする配偶者その他親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（もともと医療用に使われていた医薬品が、要指導医薬品または一般用医薬品として薬局等の店頭で販売されるようになった医薬品）を購入した場合、その購入額が1万2000円を超えるときは、超える部分の金額（上限8万8000円）について、所得控除を受けることができる「セルフメディケーション税制」という医療費控除の特例が創設されました。

- 対象となる医薬品 厚生労働省のホームページで確認できます。また、対象となる医薬品のパッケージに識別マークが付けられます。
- 対象者 対象となる医薬品の年間購入額が1万2000円を超えた方で、次の一定の取組を行った方。①特定健康診断 ②予防接種 ③定期健康診断 ④健康診断 ⑤がん検診

## 今月の納税等

納期限 12月28日(水)

- 固定資産税 3期
- 国民健康保険税 6期
- 介護保険料 6期
- 後期高齢者医療保険料 6期

※税額に変更のある方に、12月15日に変更通知を送付しています。届いた方は内容をご確認ください。

※お問い合わせ先  
住民税務課税務G ☎662・2112

## 贈らない！求めない！受け取らない！

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会の多い季節です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず法律で禁止されています。答礼のための自筆によるものを除き、年賀状などのあいさつ状を出すこともできません。

また、有権者が政治家に寄附を求めることも禁止されています。

※お問い合わせ先  
町選挙管理委員会(総務課庶務G内) ☎662-2111

医療費控除は、自己または自己と生計を一つにする配偶者その他親族のために医療費を支払った場合に所得控除を受けることができる制度です。一般に目安とされる10万円は医療費控除を申告する方の所得が200万円以上の場合で、所得が200万円未満の場合は所得の5%を超えた分の医療費が医療費控除の対象になります。

※対象となるスイッチOTC医薬品購入費については、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の控除を同時に受けることはできません。1年間の医療費が所得の5%未満のため従来の医療費控除を受けられなかった方でも、対象となる医薬品の年間購入額が1万2000円を超えれば、セルフメディケーション税制の控除を受けられる場合があります。

●控除を受けるには、セルフメディケーション税制の控除を受けるためには、従来の医療費控除と同様に所得税確定申告または住民税申告を行う必要があります。申告の際は次のものがが必要です。①対象となる医薬品の領収書（対象医薬品であることが明示されているもの）②「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類（健康診断の結果通知表等）

※控除の対象となるのは平成29年分所得税と平成30年度分住民税からです。